

福山市特定建築物等に係る定期報告の公表に関する要綱（平成25年告示  
第404号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項及び第3項の規定に基づく特定建築物等に係る調査及び検査の結果の報告（昇降機に係るものを除く。以下「定期報告」という。）が適正かつ効果的に運用されることを目的として、定期報告が必要な特定建築物等の調査、検査及び報告業務に有用な情報を公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

（公表する情報）

第2条 市長は、次に掲げる情報を公表するものとする。

- (1) 定期報告に係る調査及び検査の業務を行うことができる者（一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者をいう。以下「資格者」という。）に関する情報
- (2) 法第12条第1項の規定による定期報告の報告状況等の情報

（資格者の情報）

第3条 資格者は、前条第1号に規定する資格について本市に情報を提供しようとするときは、特定建築物等定期調査・検査資格者届出書に当該資格を証する書面の写しを添えて市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出書類を確認の上、公表するものとする。
- 3 資格者は、第1項の規定による届出の内容に変更が生じたときは、特定建築物等定期調査・検査資格者変更届出書に当該変更に係る事実を証する書面の写しを添えて市長に届け出るものとする。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出書類を確認の上、公表された内容を変更するものとする。
- 5 資格者は、第1項の規定により届け出た情報提供を取り下げようとするときは、その旨を書面により市長に届け出るものとする。
- 6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公表された内容を削除することができる。
  - (1) 前項の規定による届出があったとき。

(2) 届出のあった資格の無効を確認したとき。

(3) その他必要があると認めるとき。

(報告状況等の情報)

第4条 第2条第2号に規定する情報は、次に掲げるものとする。

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 定期報告の報告状況

(4) 定期報告を行う時期

(5) 用途

2 市長は、公表する情報に変更があった場合は、速やかに当該情報を変更するものとする。

3 定期報告を行わなければならない特定建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者）は、公表された情報について、意見を申し出ることができる。

(公表の方法及び時期)

第5条 第2条の公表は、市のホームページへの掲載により行うものとする。

2 第2条第1号に規定する情報は、2013年（平成25年）12月1日から公表するものとし、届出等に応じて随時更新するものとする。

3 第2条第2号に規定する情報は、2014年（平成26年）4月1日から公表するものとし、定期報告の提出等について毎月1回更新するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）6月1日から施行する。